

# 北海道国民保護計画



北海道庁旧本庁舎（通称「赤れんが」）

## [特殊標章]



国民保護に携わる者を識別するため、  
ジュネーブ諸条約等で定められている標章

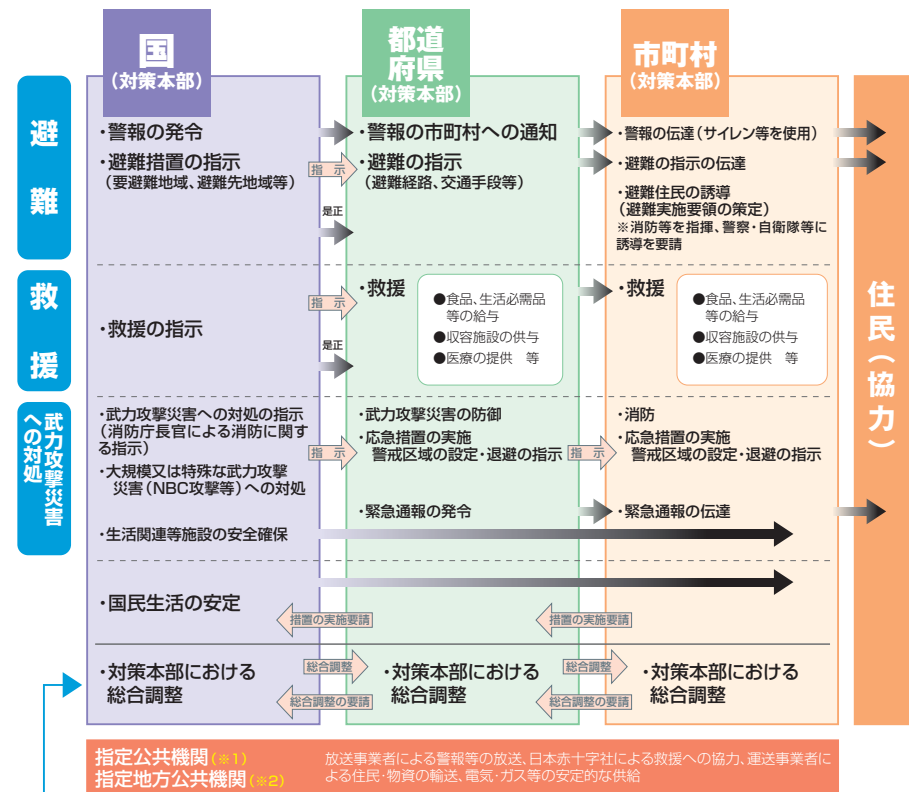
## 国民保護とは？

平成16年9月に国民保護法が施行されました。国民保護とは、この法律に基づき、外国からの武力攻撃や大規模テロ等から、国民の生命、身体及び財産を保護することをいいます。万が一、こうした事態が発生した場合、政府が策定する基本的な方針に基づき、国や都道府県、市町村などが連携協力して、住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施します。

国民保護のポイントは大きく3つ。「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」です。



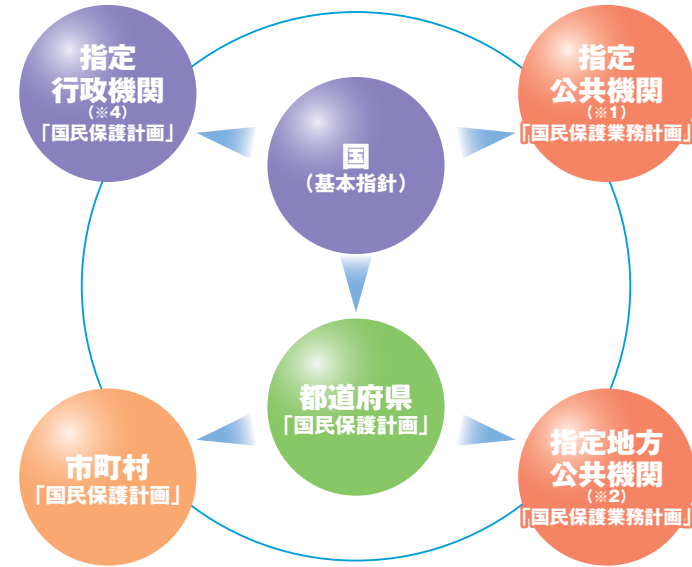
## 国民保護の仕組み



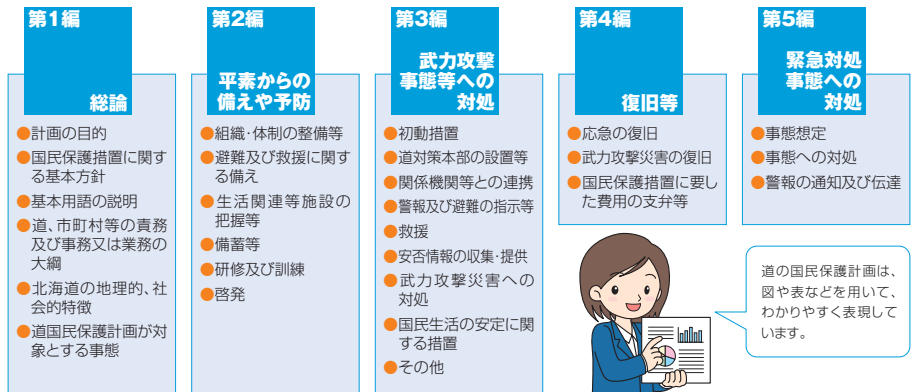
それぞれの対策本部(※3)が行う国民保護措置のうち、国は、都道府県の措置に対し、また、都道府県は、市町村の措置に対し、「総合調整」を行うことができます。(例えば、ひとつの運送事業者に対し、複数市町村から避難住民の運送の要請があった場合、道は、その輸送力の配分を調整することができます。)

## 国民保護計画

「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」という国民保護における三つの柱は、国や都道府県、市町村などの大切な役割です。武力攻撃事態等において、実際にこれらの国民の保護のための措置を実施することに備えて、あらかじめ、国は、「基本指針」を定めました。これに基づいて、都道府県や市町村などは、それぞれ「国民保護計画」を作成するになっています。



## 北海道国民保護計画の構成



# 第1編 総論

第1編では、計画作成の目的や国民保護措置を実施するに当たり、特に留意すべき事項についての基本方針など、計画全体の基本的な事項について記載しています。

## 計画の目的

この計画は、国民保護法の規定に基づき、各事項を定め、武力攻撃事態等において、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するとともに、道の区域内で関係機関が実施する国民保護措置等を総合的に推進することを目的としています。

## 国民保護措置に関する基本方針

武力攻撃事態等でも、日本国憲法の保障する国民の自由と権利が尊重されるのは当然であり、国民保護措置を実施する上で、もっとも配慮すべき事項です。道計画では、基本的人権の尊重を始め、道が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について次のような基本方針を掲げました。

- 基本的人権の尊重
- 国民の権利利益の迅速な救済
- 放送の自律に対する特別な配慮
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 国民に対する情報提供
- 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 国民保護措置に従事する者等の安全の確保
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 国民の協力

### ！ 北海道の地理的・社会的特徴への配慮

道計画の作成に当たっては、北海道の地理的特徴（離島が存在すること、積雪寒冷地であることなど）や、社会的特徴（少子高齢化が進行していること、大都市があること、原子力発電所や石油コンビナートが立地していることなど）に配慮しました。

# 第2編 平素からの備えや予防

第2編では、武力攻撃事態等が起こったとき、国民保護措置等を的確かつ迅速に行えるよう、平素から取り組むべき事項について記載しています。

### 組織・体制の整備

初動対応に万全を期し、適切な措置を講じるための職員参集基準や災害対応の体制を活用した24時間即応体制を確立します。また、関係機関との連携体制の整備や通信の確保、情報収集や提供等の体制整備を行います。

### 避難施設の指定

防災のための避難場所の指定状況等、地域の実情を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行います。（※ただし、札幌市内の避難施設については、札幌市が行います。）

### 生活関連等施設の把握等

ダム、鉄道施設、原子力発電所などの国民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等である「生活関連等施設」について、その状況を把握するとともに、施設の管理者に対し、安全確保の留置点の周知等を行います。

### 物資及び資材の備蓄

防災用備蓄の品目や基準等を踏まえ、国民保護措置に必要な備蓄又は調達体制を整備します。

### 訓練の実施

国、市町村その他関係機関と連携して実践的な訓練を実施し、職員等の対処能力の向上に努めます。

### 啓発の実施

国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう国民保護に関する啓発を行います。また、武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発も行います。

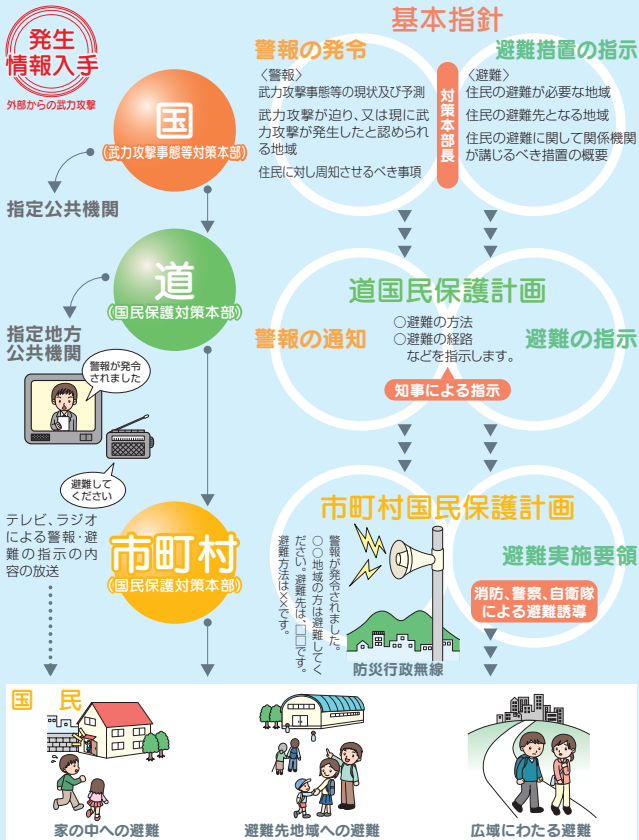
- ・広大な面積
- ・離島
- ・積雪寒冷地  
etc



北海道の地域特性を踏まえた備えや予防に努めます。



### 住民の避難



### 道の地域特性に基づく避難の留意点

- ▼大都市における住民避難  
付近の屋内施設への避難などにより混乱発生を防止
- ▼離島における住民避難  
避難住民数、確保できる運送手段などを把握し、国及び運送事業者である指定(地方)公共機関と十分に連携
- ▼武力攻撃原子力災害の場合の避難  
国の避難措置の指示及び事態の状況を踏まえて、避難の指示等の措置を実施
- ▼自家用車使用の検討  
地域の実情に応じ、避難手段として自家用車の活用を積極的に検討
- ▼冬期間の避難  
避難施設の選定に当たり、暖房設備の有無等を考慮  
一時集合場所、避難路の選定に当たり、気象条件等を考慮

## 避難

道は、国から通知された武力攻撃事態等の現状や予測などの警報について、直ちに、その内容を市町村長や放送事業者などの関係機関に通知し、関係機関は、サイレン、放送、ホームページなどを通じて、住民に伝達します。

また、国から避難措置の指示を受けたときは、直ちに市町村長を経由して避難を要する地域の住民に対し、避難の指示をします。\*避難の誘導は各市町村長が行います。

## 救援

道は、国から救援の指示を受けたときは、避難住民等に対し、市町村を始めとする関係機関の協力を得て、収容施設の供与、食品・飲料水の給与などの救援活動を行います。

また、事態に照らし、緊急を要し、国の指示を待っていない場合には、道は、自らの判断で救援を行います。

## 対処

道は、国や市町村等と協力して、武力攻撃に伴う被害をできるだけ小さくするために必要な措置を行います。

### 避難住民等の救援



### 武力攻撃災害への対処

知事が行う武力攻撃災害への対処の例

安全を確保するために、特に必要がある場合は、生活関連施設(ダム、鉄道施設、原子力発電所など)の管理者に対して、警備の強化などの安全確保のために必要な措置を講ずるよう要請します。

武力攻撃により、火災が発生している場合やダム、堤防の決壊等の危険が迫っている場合、道自らの判断で緊急通報を発令して、危険を知らせます。

汚染の拡大を防止するため、特に必要がある場合は、毒物、劇物などの危険物質等の取扱者に対して、製造等の禁止・制限を行います。

武力攻撃災害に対処するため、緊急の必要がある場合は、土地や建物を一時使用したり、危険な地域について、警戒区域を設定して、区域内への立入の制限などを行います。

### 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、道は、国と連携して物価の安定等に関する適切な措置を講じます。

# 第4編 復旧等

第4編では、武力攻撃事態等の具体的状況下又は事態終了後において、被害を受けた道の管理施設等への応急措置、災害復旧又は国民保護措置に要した費用などについて必要な事項を記載しています。

## 応急の復旧

道は、武力攻撃災害により、自らが維持管理する施設及び設備に対して、被害が発生した場合に一時的な修繕や補修など応急の復旧に関する必要な措置を講ずることを定めています。

## 武力攻撃災害の復旧

道は、自らが管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、その必要事項について定めています。

## 国民保護措置に要した費用の支弁等

道が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国への負担金の請求方法など必要な事項について定めています。

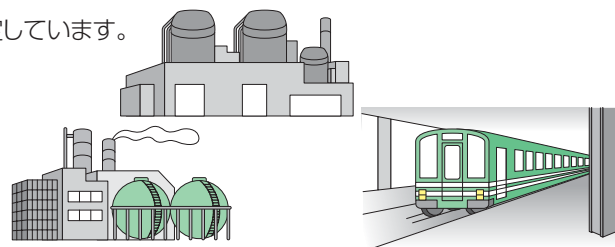
# 第5編 緊急対処事態への対処

第5編では、大規模テロなど武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った場合に、国民の生命、身体及び財産を保護するため緊急対処事態として武力攻撃事態等に準じた措置を講ずることを記載しています。

## 緊急対処事態の事態想定

道国民保護計画では、次のような事態を緊急対処事態として想定しています。

- 攻撃対象施設等による分類
  - ① 危険物資を有する施設への攻撃（原子力事業所等）
  - ② 大規模集客施設等への攻撃（ターミナル駅、列車等）
- 攻撃手段による分類
  - ① 大量殺傷物質による攻撃（炭疽菌、サリン等）
  - ② 交通機関を破壊手段とした攻撃（航空機による自爆テロ等）



## 緊急対処事態への対処

道は、原則として、緊急対処事態への対処について、武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

なお、武力攻撃事態等への対処に準ずる措置のうち、緊急対処事態への対処から除かれる事項があることから、その除外される事項についても記載しています。



### 緊急対処事態への対処から除かれる事項

- ① 国の対策本部長の総合調整に関する事項
- ② 内閣総理大臣の是正の指示に関する事項
- ③ 生活関連物資等の価格安定などに関する事項
- ④ 赤十字標章などの交付及び管理に関する事項

## 警報の通知及び伝達

道は、国が決定する警報の通知及び伝達の対象となる地域を踏まえ、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関等に対し通知及び伝達を行います。



# 北海道

## 計画の特徴

北海道の国民保護計画では、次の項目について、特に重点的に記載しています。

### 国民保護措置に関する基本方針

- ◇ 基本的人権の尊重を始めとした特に留意すべき事項を明確に記載

### 地域特性への対応

- ◇ 冬期間を意識した平素からの備え
- ◇ 自家用車の使用など地域特性を踏まえた避難
- ◇ 離島住民の避難
- ◇ 武力攻撃原子力災害への対処における道独自の措置

### その他

- ◇ 対策本部設置の際における地方本部（関係支庁、東京事務所）の設置
- ◇ 青森県との連携

## 用語集

### ※1 指定公共機関

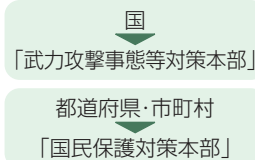
独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定するもの

### ※2 指定地方公共機関

都道府県の区域において、電気、ガス、輸送、通信、その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で知事が指定するもの

### ※3 対策本部

武力攻撃事態等において、国民保護措置を総合的に推進するための特別な体制として臨時に設置される機関



### ※4 指定行政機関

対処措置を実施する国の行政機関のうち、内閣府、各省庁などの中央行政機関（政令で定めるもの）

お問い合わせ先

## 北海道総務部危機対策局

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

☎ **011-231-4111** (内線22-581) FAX **011-231-4314**